（障害者雇用安定助成金）

第百十八条の三　障害者雇用安定助成金は、障害者職場定着支援コース助成金及び障害者職場適応援助コース助成金とする。

2　障害者職場定着支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　雇用する障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）に限る。以下この号（ロ(5)を除く。）において同じ。）の職場への定着を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ～ホ　（略）

二　（略）

3～4　（略）

5　障害者職場適応援助コース助成金は、第一号又は第二号のいずれかに該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　障害者の雇用に伴い必要となる援助を行う企業在籍型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したもの（障害者雇用促進法施行規則第二十条の二の三第三項第一号又は第二号に掲げる研修を修了したものを含む。）であつて、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると都道府県労働局長が認める者をいう。以下同じ。）の援助に関する計画（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成し、又はその長が承認した計画に限る。ロにおいて「企業在籍型支援計画」という。）に基づき、適切に援助を実施できると都道府県労働局長が認める事業主であること。

(1)・(2)　（略）

ロ　企業在籍型支援計画の期間において、イの雇用に係る障害者又はイの企業在籍型職場適応援助者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ハ　（略）

三　（略）

6～8　（略）

（削る）

（障害者雇用安定助成金）

第百十八条の三　障害者雇用安定助成金は、障害者職場定着支援コース助成金、障害者職場適応援助コース助成金、障害や傷病治療と仕事の両立支援コース助成金及び中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金とする。

2　障害者職場定着支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　雇用する障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）に限る。以下この号（ロ(5)を除く。）及び第九項第一号イにおいて同じ。）の職場への定着を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ～ホ　（略）

二　（略）

3～4　（略）

5　障害者職場適応援助コース助成金は、第一号又は第二号のいずれかに該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　障害者の雇用に伴い必要となる援助を行う企業在籍型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したもの（障害者雇用促進法施行規則第二十条の二の三第三項第一号又は第二号に掲げる研修を修了したものを含む。）であつて、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると都道府県労働局長が認める者をいう。以下同じ。）の援助に関する計画（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成し、又は承認した計画に限る。）に基づき、適切に援助を実施できると都道府県労働局長が認める事業主であること。

(1)・(2)　（略）

（新設）

ロ　（略）

三　（略）

6～8　（略）

9　障害や傷病治療と仕事の両立支援コース助成金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　障害・治療と仕事との両立支援計画（その雇用する障害者又は反復継続して治療を行う必要がある傷病を負つた労働者（障害者を除く。以下この号において同じ。）に対する治療等のための有給休暇の付与、勤務時間の短縮（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）その他のこれらの者の治療等と仕事との両立を支援するために事業主が講ずる措置等を記載した計画をいう。以下この号において同じ。）を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。